

農地の所有者や  
耕作者のみなさん

# 農地の貸し借りには 農地バンク事業を活用しましょう!

もう高齢だし農業を  
リタイアしようと思ってるんだ。

規模を縮小して  
食べる分だけの  
作物を作りたい。

農地を相続したけど、  
荒らしたくない!  
誰か作ってくれる人は  
いないかなあ。

農地を借りて  
規模拡大したい!

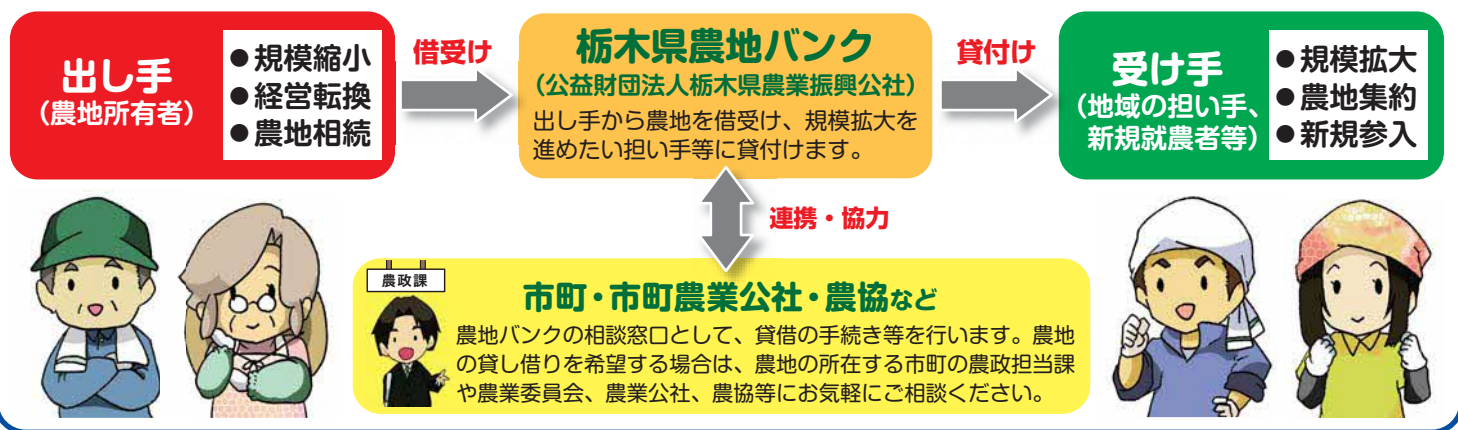
農地を集約して  
効率よく農作業を  
したいわ。

農地を借りるには  
どんな手続きが  
必要なの?

農地のお悩みはご相談ください!

栃木県農地バンクは、担い手への農地集積・集約化を推進しています

## 農地バンク事業の仕組み



### 出し手のメリット

- ① 農地バンクは公的機関なので、安心して農地を貸すことができます。
- ② 賃料は農地バンクが支払い、契約期間満了後には農地は確実に戻ります。
- ③ 納税猶予の適用農地の場合、納税猶予の適用が継続されます。

### 受け手のメリット

- ① 経営規模の拡大が図れます。
- ② 長期間の借入れが可能なので、安心して耕作や設備投資ができます。
- ③ 出し手が多数いても、契約や賃料の支払いが一本化されるので、事務が軽減されます。

- 対象農地は、市街化区域以外の区域の農地です。また、再生不能と判断された遊休農地でないこと、受け手が見込まれる農地であることなどの基準があります。協力金の交付の対象は、農業振興地域内の農地のみとなります。
- 貸借期間は、原則10年以上です。ただし、所有者が希望する場合には、協議により5年とすることができます。
- 要件を満たせば、**機構集積協力金 (裏面参照)** や **農地の固定資産税の軽減** が受けられます。

詳細については、相談窓口 (裏面) までお問い合わせください。

## 1. 地域タイプ（地域集積協力金・集約化奨励金）

農地バンクに地域の農地をまとめて貸し付け、農地集積・集約化に取り組む地域へ協力金を交付します。

### (1) 地域集積協力金

地域の話合いにより、まとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域に協力金が交付されます。

※農地バンクを介した農作業委託も交付対象となります。

(委託期間10年以上)

	農地バンクの活用率		交付単価 (農作業委託)
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超 40%以下	4%超 15%以下	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	40%超 70%以下	15%超 30%以下	1.6万円/10a (0.8万円/10a)
区分3	70%超 80%以下	30%超 50%以下	2.2万円/10a (1.1万円/10a)
区分4	80%超	50%超 80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
区分5		80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

### 農地バンクの活用率

農地バンクへの貸付総面積＋  
農地バンクへの農作業委託総面積  
地域の農地面積

### (2) 集約化奨励金

担い手同士の農地交換等により耕作者への農地集約化に取り組む地域に奨励金が交付されます。

※農地バンクを介した農作業受託も交付対象となります。

	団地面積割合	交付単価 (農作業受託)
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	20ポイント以上増加あるいは、団地平均面積1.5倍以上増加	3.0万円/10a (1.5万円/10a)

### 団地面積とは

・同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）のまとまりのある農地の面積  
・団地とは一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地をいいます。

## 2. 経営転換協力金

1つの作物に特化したい、リタイアするから誰かに農地を貸したい等の理由で、農地バンクに農地を貸付けると、協力金が交付されます。

- 農業部門の減少により経営転換する農業者
- リタイアする農業者
- 農地の相続人で農業経営を行わない者

	交付単価	上限額
令和4・5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

※令和4・5年度においては、地域タイプと一体的に取り組む場合のみ対象となります。

## 3. 農地整備・集約協力金

簡易な基盤整備（農地耕作条件改善事業）に取り組む場合に、農地バンクを活用して対象農地を担い手に集約すると、農業者負担が軽減されます（最大でゼロ）。

目標年度における担い手の農地集約化率	交付率 (整備費に対する割合)
100%	12.5%
90%以上	8.5%
80%以上	5.0%

機構集積協力金の交付要件の詳細は、対象農地の所在する市町の農政担当課、または最寄りの農業振興事務所にお問い合わせください。

詳細については、下記の相談窓口までお問い合わせください。

栃木県 生産振興課 ☎028-623-2279  
河内農業振興事務所 ☎028-626-3061  
宇都宮市農業企画課 ☎028-632-2473  
(公財)宇都宮市農業公社 ☎028-660-2702  
上三川町農政課 ☎0285-56-9136  
(公財)上三川町農業公社 ☎0285-56-4312  
上都賀農業振興事務所 ☎0289-62-5236  
鹿沼市農政課 ☎0289-63-2191  
(公財)鹿沼市農業公社 ☎0289-63-5570  
日光市農林課 ☎0288-21-5171  
(一財)日光市農業公社 ☎0288-22-7770  
芳賀農業振興事務所 ☎0285-82-4720  
真岡市農政課 ☎0285-83-8137  
(公財)真岡市農業公社 ☎0285-83-9931  
益子町農政課 ☎0285-72-8835  
茂木町農林課 ☎0285-63-5634  
JAはが野茂木地区営農センター ☎0285-63-1249  
市貝町農林課 ☎0285-68-1116

(公財)芳賀町農業公社 ☎028-677-6048  
芳賀町農業委員会 ☎028-677-6047  
下都賀農業振興事務所 ☎0282-23-3425  
栃木市農業振興課 ☎0282-21-2381  
(一財)栃木市農業公社 ☎0282-20-5300  
JAしもつけ営農部営農企画課 ☎0282-20-8828  
小山市農政課 ☎0285-22-9254  
小山市農業委員会 ☎0285-22-9861  
下野市農政課 ☎0285-32-8906  
(公財)下野市農業公社 ☎0285-32-8951  
壬生町農政課 ☎0282-81-1839  
野木町産業振興課 ☎0280-57-4151  
塩谷南那須農業振興事務所 ☎0287-43-1252  
矢板市農林課 ☎0287-43-6210  
(公財)矢板市農業公社 ☎0287-43-2650  
さくら市農政課 ☎028-681-1117  
JAしおのや喜連川営農生活センター ☎028-686-3211

那須烏山市農政課 ☎0287-88-7117  
(一財)那須烏山市農業公社 ☎0287-88-7790  
塩谷町産業振興課 ☎0287-45-2211  
高根沢町産業課 ☎028-675-8104  
JAしおのや高根沢営農生活センター ☎028-676-0233  
那珂川町産業振興課 ☎0287-92-1113  
JAなす南営農指導課 ☎0287-96-6170  
那須農業振興事務所 ☎0287-23-2151  
大田原市農政課 ☎0287-23-8708  
(公財)大田原市農業公社 ☎0287-23-4834  
那須塩原市農務畜産課 ☎0287-62-7032  
(公財)那須塩原市農業公社 ☎0287-60-1283  
那須町農林振興課 ☎0287-72-6911  
(一財)那須町農業公社 ☎0287-73-5545  
安足農業振興事務所 ☎0283-23-1455  
足利市農業委員会 ☎0284-20-2238  
佐野市農政課 ☎0283-20-3043  
(公財)佐野市農業公社 ☎0283-21-5489